

リチウムイオン蓄電池に対する 電気用品安全法の別表第九の適用猶予期間が1年を切りました

非純正バッテリー（リチウムイオン蓄電池）による事故防止対策のため、2022年12月28日に電気用品安全法の技術基準解釈別表第九（旧省令第1項）が改正・施行され、別表第十二に掲げる基準に一本化されました。旧別表第九適用の猶予期間は2年間となっており、残り1年を切りました。

旧別表第九と別表第十二の基準（J62133-2、J62619）との間には技術的差異がありますので、該当する製品を取り扱われている事業者様におかれましては、お早めの対応をお願いします。

旧（2024年12月27日まで適用可）

別表第九

1. 基本設計
.....
2. 通常の使用における安全性
.....
3. 予見可能な誤使用における安全性
.....

新（2022年12月28日より適用）

別表第九

別表第十二に掲げる基準のうちリチウムイオン蓄電池に該当する基準を適用するものとする。

改正



従来は別表第九と
別表第十二のいずれかを選択



改正で一本化

別表第十二

J62133-2(JIS C62133-2)

ポータブル機器用二次電池の安全性—第2部：リチウム二次電池

J62619(JIS C8715-2)

産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第2部：安全性要求事項

図 別表第九の改正・一本化のイメージ

リチウムイオン蓄電池の各電池ブロックの電圧監視に係る要求事項が明示的でない別表第九を、最新の国際規格に対応した別表第十二の整合規格に一本化することで、リチウムイオン蓄電池の過充電による発火事故の防止に資するものとなっています。

▼詳細は経済産業省のホームページでご確認下さい。（令和4年12月28日付）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#8>

■試験・認証等のご相談は下記にお願いします。

【お問い合わせ先】

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

TEL：03-3466-9203

E-mail：cs@jet.or.jp



一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES